



令和6年度

電気自動車導入促進補助金のご案内

佐渡市では、地球温暖化の防止や災害に強い島づくりを推進するため、電気自動車の導入に係る経費の一部を、予算の範囲内で補助します。ぜひ、ご活用ください！

項目	電気自動車
補助対象車両	経済産業省が実施する「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金（CEV 補助金）」の対象となる電気自動車とします。
補助対象者	<ul style="list-style-type: none"> ●市民又は市内の事業者 ●購入した自動車検査証の使用の本拠の位置が市内であること ●自動車検査証の本拠の位置に、<u>自家消費</u>を目的とした<u>太陽光発電設備</u>※（3kw 以上）が導入されていること ※その他要件があります
補助金額	国 CEV 補助金の「銘柄ごとの補助金交付額」の $1/2$ 以内（上限40万円）
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ●申請先着順とし、予算が無くなり次第終了します。 ●補助対象車両の<u>初度登録日から60日以内</u>又は令和7年3月末日のいずれか早い日までに申請する必要があります。 ※ホームページ掲載の「電気自動車導入促進補助金交付要綱」「申請の手引き」をご一読いただいてから申請をお願いします。
提出先 (お問い合わせ先)	佐渡市企画部 総合政策課 再エネ推進室(佐渡市役所 本庁舎2階)または、最寄りの支所・行政サービスセンター窓口にご提出ください。 (〒952-1292 佐渡市千種 232 番地 電話：0259-63-3802 メール：u-energy@city.sado.niigata.jp)

セット補助で太陽光発電設備の補助金額が2倍に 再生可能エネルギーの有効活用と防災力の強化に！！

以下のセットで新規設備導入する場合、太陽光発電設備は太陽光発電容量1kWあたり6万円(上限 40 万円)を補助します。

セット補助	対象設備	太陽光発電設備 + 蓄電池又はV2H 充電設備 + 電気自動車 最大110万円補助
-------	------	---

●太陽光発電設備以外の設備の補助金額は、単体で導入する場合と同額になります。

申請に必要な書類など詳しくは下記の市ホームページでご確認ください。

佐渡市電気自動車導入促進補助金ホームページサイト <https://www.city.sado.niigata.jp/soshiki/2005/59036.html>



※太陽光発電設備・蓄電池・V2H充電設備を併せて導入する方は、「佐渡市クリーンエネルギー導入促進補助金」をご活用ください。導入に係る経費の一部を補助します。詳しくは、裏面をご確認ください。

太陽光発電設備の導入を検討されている方へ

ご自宅の年間日射量・発電量等の目安を、佐渡市ホームページ内の

「**太陽光発電ポテンシャルマップ**」で確認できます！



ホームページの佐渡市地理情報サービスから、「06_太陽光発電ポテンシャルマップ」を選択してください。



ご自宅の住所を入力し、建物をクリックするとポテンシャルが表示されます。

※表示値はシミュレーションに基づく理論値であり、保証値ではありません。販売事業者にもご相談のうえ、設置をご検討ください。